

新着メッセージが届いています。

「算定・点検に係る厚生労働省からの新着通知をお知らせします。」

「Nichii Post Information」では、医療機関や医療従事者の皆様の診療行為・診療報酬請求に欠かせない医療制度に関する情報、改定情報、DPC や新規収載等、主に厚生労働省から発表された医療事務に関する最新情報をお届けします。より良い医療サービスの提供の一助となりますと幸いです。

## 記

### 1. 新着情報の通知について

算定や点検に係る情報が厚生労働省などのホームページに掲載されましたのでお知らせ致します。各通知の詳細については、URL・QRコードからご確認ください。

#### (1) 医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について (令和5年11月29日保医発1129第1号)

- ① 「ミチーガ皮下注用60mgシリンジについて、製造方法の承認事項一部変更承認がなされたことから、当該医薬品に係る留意事項が改正された通知である。
- ② 針付注入器一体型のキットとなったため、C151注入器加算及びC153注入器用注射針加算は算定できない。

#### 【掲載先】

① <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231130S0010.pdf>



#### (2) 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準の一部を改正する告示（令和5年11月30日厚生労働省告示第323号）

- ① 「厚生労働大臣が定める注射薬等」及び「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」に薬剤が追加された告示である。
- ② 令和5年12月1日からの適用である。

#### 【掲載先】

① <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H231130S0110.pdf>



(3) 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について（令和5年11月30日保医発1130第5号）

①（2）の告示の概要とそれに伴う留意事項及び関連通知の一部改正の通知である。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231201S0050.pdf>



(4) 医療機器の保険適用について（令和5年11月30日保医発1130第2号）

①医科の「医療機器」の保険適用の通知である。

②歯科の「医療機器」の保険適用の通知である。（18 ページ～）

③令和5年12月1日から適用である。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231201S0020.pdf>



②<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001173328.pdf>

（①と同じ文書）



(5) 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和5年11月30日厚生労働省告示第321号）

①特定保険医療材料及びその材料価格について、新設の告示である。（医科：5種類、歯科：3種類）

②令和5年12月1日から適用である。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H231130S0090.pdf>



②<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001173325.pdf>

（官報）



(6) 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件  
(令和5年11月30日厚生労働省告示第322号)

- ①令和5年12月1日より「乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法」が保険適用となったことに伴い、先進医療と患者申出療養から「経皮的乳がんラジオ波焼灼療法」が削除された告示である。
- ②令和5年12月1日から適用である。

【掲載先】

- ①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H231130S0100.pdf>



(7) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（通知）  
(令和5年11月30日保医発1130第1号)

- ①別添1は「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正である。
  - (i) 医科に関してはK508-2とK697-3の留意事項が追加された。(どちらも準用点数あり)
  - (ii) 歯科に関しては手術の部の通則及びM015-2の留意事項が追加された。
- ②別添2は新設された特定保険医療材料に関する留意事項の追加である。
- ③別添3はCAD/CAM冠の保険医療材料の一部改正である。
- ④別添4は新設された特定保険医療材料に関する定義の追加である。

【掲載先】

- ①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231201S0010.pdf>



- ②<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001173326.pdf>

(①と同じ文書)



(8) 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について（令和5年11月30日事務連絡）

- ①歯科用貴金属材料の材料価格改定の事務連絡である。
- ②令和6年1月1日から適用である。

【掲載先】

- ①<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001173327.pdf>



(9) 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令

(令和5年11月30日厚生労働省令第147号)

①保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者が患者の受給資格を確認する方法の追加である。

②令和5年12月1日から適用である。(一部例外あり)

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H231130S0040.pdf>



(10) 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令 (令和5年11月30日厚生労働省令第148号)

①保険医療機関等に被保険者証を提出する方法の追加である。上記「9.」と併せて変更された。

②令和5年12月1日から適用である。(一部例外あり)

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H231130S0050.pdf>



(11) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示 (令和5年11月30日厚生労働省告示第319号)

①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による受給資格確認について、上記(9)と同様の追加である。

②令和5年12月1日から適用である。(一部例外あり)

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H231130S0080.pdf>



(12) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令 (令和5年11月30日内閣府厚生労働省令第8号)

①診療報酬請求に当たって記録媒体での請求を行う場合に使用できる媒体として「フレキシブルディスク又は光ディスク」とされていたものが「光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む)」と変更された。

②公布の日(令和年11月30日)から施行である。(一部は令和6年4月1日から施行)

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H231130S0020.pdf>



## 2. 【参考】情報掲載先について

掲載先の URL・QR コードについては、厚労省ページにて内容に不備等があった際、更新されページが変更される場合がございます。その場合は以下 URL 先よりご確認くださいと幸いです。

### (1) 厚生労働省法令等データベースサービス URL

【掲載先】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

(告示・省令は「登載準備中の新着法令」より保険局、通知は「登載準備中の新着通知」より保険局を参照)



### (2) 令和4年度診療報酬改定について（厚生労働省） / 第3 関係法令等【省令・告示】

【掲載先】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html)



以上